

平成24年秋季全国火災予防運動実施要綱

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者等を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 防火標語（平成24年度全国統一防火標語）

「消すまでは 出ない行かない 離れない」

3 実施期間

平成24年11月9日（金）から11月15日（木）までの7日間

4 実施機関

松山市消防局

松山市中央・東・南・西消防署

松山市消防団

5 推進項目

(1) 住宅防火対策の推進

- ア 住宅用火災警報器の設置徹底及び適切な維持管理の周知
- イ 住宅用火災警報器の悪質な訪問販売や詐欺等に係る被害防止のための周知
- ウ 住宅用消火器をはじめとした住宅用防災機器等及び防災品の普及促進
- エ たばこ火災に係る注意喚起広報（たばこ火災防止キャンペーン）の実施
- オ 防災品の普及促進
- カ 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
- キ 地域の実情に即した広報の推進と具体的な対策事例等の情報提供
- ク 高齢者等の災害時要援護者の把握とその安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進

(2) 放火火災・連続放火火災防止対策の推進

- ア 「放火火災防止対策戦略プラン」を活用した放火火災に対する地域の対応力の向上
- イ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
- ウ 放火火災・連続放火火災による被害の軽減対策の実施

(3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

- ア 防火管理体制の充実
- イ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
- エ 防火対象物定期点検報告制度の周知徹底
- オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
- カ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
- キ 個室ビデオ店等の個室型店舗における防火安全対策の徹底
- ク 高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
- ケ 小規模雑居ビルにおける防火安全対策の徹底

(4) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進

製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底

6 主な行事

別紙行事一覧表のとおり

7 各種広報

- (1) 官公署・公民館・駅舎・その他各種団体にポスター掲示等の協力を依頼する。
- (2) 「広報まつやま」及び市ホームページへ記事を掲載する。
- (3) 市内の事業所や消防署及び歩道橋等に防火懸垂幕及び横断幕を掲示する。
- (4) 大型物販店舗・交通機関・病院等の事業所において防火放送を実施する。
- (5) 消防団消防ポンプ蔵置所等の放送装置による防火放送を実施する。
- (6) 女性防火クラブ員による防火広報を実施する（市内大型スーパー）。
- (7) C A T V放送による期間中の行事と防火ポイントについて事前広報を実施する。
- (8) テレホンガイドにて「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」を放送する。
- (9) 大型映像表示装置による防火広報を実施する。
- (10) まつやまインフォメーション情報端末電光サインを用いた広報を実施する。
- (11) モバイル松山消防を通じて防火推進メールを登録者に送信する。
- (12) 地域貢献型自動販売機メッセージボードを用いた広報を実施する。
- (13) 防災情報システム平常時広報を用いた広報を実施する。
- (14) 市政記者クラブに報道資料を配布する。

(以上)